

災害・事故等対策

1. 気象警報発令に伴う授業の取扱いについて

http://www.geidai.ac.jp/life/courses/lecture_cancellation

気象警報発令に伴う授業の取扱いについて [平成 27 年 7 月 10 日開催 教育推進室承認]

本学の所在する地域に台風接近等により「暴風警報かつ大雨警報」,「暴風警報かつ洪水警報」又は「特別警報（種類は問わない）」(以下「気象警報」という。)のいずれかが発令された場合の授業については、次のとおり取扱うこととする。

1. 気象警報による休講措置

- (1) 午前 6 時以前に解除された場合 全日授業実施
- (2) 午前 10 時以前に解除された場合 午後授業実施
- (3) 午前 10 時を超過しても解除されない場合 全日授業休講
- (4) 授業開始後に気象警報が発令された場合は、次の時限以降の全ての授業を休講とする。

2. 対象となる気象警報の地域

- (1) 上野校地で行われる授業については、「東京都台東区」
- (2) 千住校地で行われる授業については、「東京都足立区」
- (3) 取手校地で行われる授業については、「茨城県取手市」
- (4) 横浜校地で行われる授業については、「神奈川県横浜市」

3. 上記以外に、特別な状況に応じて、学長の判断により授業を休講とすることがある。

4. 休講の周知方法

- (1) 本学公式 Web サイトへの掲載、学内の登録メールアドレスに向けた一斉送信及び学内掲示等により周知を行う。
- (2) 授業中の学生に対しては、学内一斉放送等により周知を行う。

5. 古美術研究旅行等、上記校地地域を離れて行われる授業における対応

- (1) 古美術研究旅行等、上記校地地域を離れて行われる授業においては、当日の見学先や移動経路の気象状況を確認した上で、各校地に関する上記の規定を参考にして当該学科の引率教員及び現地施設の教職員が合議し、見学中止等の対応を決定する。
- (注) 気象警報解除の確認は、各自がテレビ・ラジオ・インターネット等の報道及び気象庁ホームページでの確認により行う。

附記 この取扱いは、平成 27 年 7 月 14 日から適用する。

2. 地震発生から避難まで

地震が発生したら、まずは自分の身を守ることが最も重要です。次に揺れが落ち着いたら以下の点に注意しつつ落ち着いて行動するよう心掛けてください。

また、外出時は帰宅可能かどうかを判断し、可能な場合は自宅へ、困難な場合は大学又は最寄りの指定避難場所へ避難してください。

※各キャンパスの震災対応マニュアル参照

http://www.geidai.ac.jp/life/student_only

1. 自分の身を守る

- | | |
|--------------------------|-------------------|
| ○窓（ガラス）や棚（転倒物）から離れる | ○机の下にもぐる（落下物を避ける） |
| ○バッグ等で頭を覆う | ○薬品から離れる |
| ○屋外では建物、ブロック塀や自動販売機から離れる | |

2. 冷静に周りの状況を把握する
- 火災等は発生していないか
 - 建物内は安全かどうか
 - 負傷者はいないか
3. 各キャンパスの震災対応マニュアルに従い行動する
- エレベーターは絶対に使わない
 - 慌てて外に出ない
 - 落ち着いて移動する
 - 落下物に注意する
 - 煙・埃を吸い込まないように口をハンカチなどで覆う
4. 避難時には次のことを確認する
- 火元の始末及び確認
 - 取り残されている人の確認（声を掛け合う）
5. 避難場所へ避難する
- (1) 大学内に滞在する・・・教職員の指示に従い行動する
 - (2) 地域の指定避難場所へ避難する・・・係員の指示に従い行動する
- 連絡可能な状況になったら、大学又は指導教員へ安否連絡を行う
6. 帰宅判断
- 帰宅前に可能であれば家族に連絡する
 - 大学や避難場所の係員の指示により帰宅する
- Q. 自宅に歩いて帰ることができるか（徒歩で帰宅できる距離は10kmが目安）
- はい → 自宅へ
 - いいえ → 大学や避難場所係員の指定した場所へ（正しい情報を入手する）

3. 安否確認について

大地震等の災害発生時に東京藝術大学は、在籍する学生の安否と被災状況を把握するために安否確認を行います。連絡可能な状況になったら、必ず大学又は指導教員へ安否連絡を行ってください。

大学にいるときに地震が発生し、避難場所に集結したとき

- 建物内に取り残されている人を知っている場合は、教職員に直ちに連絡する。

通学途上にいるとき

- 基本的には自宅に戻る。
- 大学が目前のときは大学へ。
- 連絡可能な状況になったら、大学又は指導教員へ安否連絡を行う。

自宅にいるとき

- 周囲が落ち着いてから、大学又は指導教員へ安否連絡を行う。

大学からの連絡、大学への連絡

- ① 本学公式 Web サイト（<http://www.geidai.ac.jp/>）
大学からのお知らせは、すべて本学公式 Web サイトに掲載されます。
- ② メール配信
学生課又は教務担当から、藝大メール宛に安否確認を行いますので、必ず返信してください。
<藝大メール>
s + 学籍番号 @ 所属 .geidai.ac.jp
※所属には次の2文字のアルファベットが入ります：美術 fa 音楽 ms 映像 fm
- ③ twitter (@tokyo_geidai)

連絡先：学生課総務係
TEL：050-5525-2065
E-mail：gakusei-soumu@ml.geidai.ac.jp

○海外渡航届について

緊急時の安否確認のため、学生の渡航状況を把握することを目的として「海外渡航届」の提出をお願いします。

海外へ渡航する学生は、出発前に渡航情報をWebフォームに入力してください。

登録する海外渡航の種類

1. 休学による一般留学
2. 学校行事での渡航（2, 3日程度の学会発表等も入力）
3. 自主的な海外研修旅行（長期休業期間の語学研修等）
4. 私的な海外観光旅行

※短期間の海外渡航は、外務省「たびレジ」への登録もお忘れなく。<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

※留学、海外旅行及び一時帰国のために生じた欠席日数、単位取得の問題及び事故等に関しては自己の責任とします。

※国費留学生、学習奨励費受給者については、月の始めから月の終わりまで日本を離れている場合（在籍確認の無いとき）は、その月の奨学金は支給されません。

※海外渡航をする際は、渡航先の情勢等を事前に調査し、安全を確認してから渡航するよう心がけてください。

4. 火災時の留意事項

通 報……火災を発見したときはまず大声で周囲の人に知らせ、各階の廊下に設置されている赤ランプで標示されている火災報知器のガラスを破り、ボタンを押してください。

避 難……火災が発生した場合、通報又は自動感知器によって警報が鳴るが、まず煙のまん延状況をみて階段を使ってすばやく避難しエレベーターは絶対使用しないでください。

なお、構内放送があった場合はその指示によってください。

階段から避難ができない状況の場合は、3階以上には救助袋の設置場所を標示された部屋があるのでその救助袋を投下し、地上の人に救助を求め、救助袋の作動セット完了を確認して速やかに脱出してください。

なお、避難した際は、まだ避難出来ず残存している人数、場所等の様子を速やかに消防署員に通報してください。

火災や地震は思いがけぬ時に発生するものであり、ふだんの学校生活の中で実際に発生した場合のことを想定して、掲示物や標示物等を常に確認しておくように心がけ、避難訓練等に積極的に参加することが大切です。

5. 登山・水泳等の事故防止について

登山や水泳等に危険はつきものです。

年々この種の活動が盛んになるにつれて事故件数も増えているので、海や山へ行くときは、軽く考えず、周到な計画と十分な装備により万全の態勢を整えて慎重に行動してください。特に単独行動は絶対に避け、経験豊富なリーダーのもと統制のとれた集団行動をとり、遭難や溺死等のいたましい事故をひき起こさないように心がけてください。特に計画をたてて山行や合宿等をする場合は、出発5日前までに必ず行動計画書を学生課課外支援係へ提出してください。（用紙は学生課にあります。）

なお、登山の際は登山計画を事前に地元の警察へ必ず提出してください。また、危険が伴う山岳部・空手部・ラグビー部・サッカー部等の運動部員は必ずスポーツ安全保険等に加入してください。

スポーツ活動中の事故に対し保証する保険として、スポーツ安全協会傷害保険が、山行や合宿等の練習時には国内旅行傷害保険等があるのでぜひ加入することを勧めます。内容に関する詳細については、学生課課外支援係まで問い合わせてください。

6. 学校における感染症について

「学校において予防すべき感染症」は、学校保健安全法施行規則第18条において以下のとおり分類され、罹患した場合は、同規則第19条において感染拡大防止のため「出席停止期間」が定められています。

本学もこれに基づき、以下に記す感染症に罹患又は罹患した疑いのある場合は、学内感染及び感染拡大防止のために出席停止とします。

なお、上記理由により授業を欠席した学生については、不利益とならないよう所定の手続きにより配慮いたします。

学校において予防すべき感染症（学校保健安全法施行規則第18条・第19条）

分類	対象疾病	出席停止の期間
第1種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群 (SARS コロナウイルス)	
	中東呼吸器症候群 (MERS コロナウイルス)	
	特定鳥インフルエンザ	
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症	

感染症に罹患又は罹患の疑いがあると診断された場合の諸手続

手続1 様式①「感染症罹患届」の提出

- (1) 医療機関を受診して、「学校において予防すべき感染症」に罹患又は罹患の疑いがあると診断された場合は、直ちに所属する教務係へ「様式①」を提出（郵送、FAX又は電話連絡）してください。
- (2) 治癒・安全が確認される（主治医の登校許可が出る）までは医師の指示に従い、外出せず自宅で安静にしてください。

《連絡先》

美術学部教務係 TEL：050-5525-2123, FAX：03-5685-7767
 音楽学部教務係 TEL：050-5525-2310, FAX：03-5685-7784
 大学院映像研究科教務係 TEL：050-5525-2675, FAX：045-650-6202
 大学院国際芸術創造科 TEL：050-5525-2754, FAX：03-5284-1574

手続2 様式②「登校許可書」又は「診断書」の提出

- (1) 治癒後、登校を開始する場合は「様式②」又は登校許可日が証明されている「診断書」を所属する教務係へ提出してください。
- (2) 感染症に罹患した疑いで医療機関を受診したが、診断結果が上記の感染症でなかった場合も、初診日からその疾患名が判明するまでの期間は配慮の対象となります。
※事前に「手続1」がなされていることが前提となります。

手続3 「出席停止期間証明書」の交付・提出

所属する教務係で「出席停止期間証明書」の交付を受け、本人が担当教員へ提出してください。
※事前に「手続1」「手続2」がなされていることが前提となります。

7. 鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザの対策などについて

高病原性鳥インフルエンザ等は、2003年12月以降から東南アジア、中央アジア、欧州などの広い地域において発生が断続的に確認されており、報道によると現在も発生地域は拡大しています。

このようなことから、海外へ渡航する学生諸君は下記事項については、特に留意するようにしてください。

記

- (1) 3ヶ月以上滞在する場合は、現地の在外公館に在留届を提出すること。
- (2) 在外公館のホームページ等を活用し、最新の現地情報の収集に努めるとともに、必要に応じて在外公館に照会すること。
※在外公館リスト：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/index.html>
- (3) 感染した疑いがある場合は、本学（指導教官及び学部教務係など）や在外公館に連絡すること。
- (4) 帰国日の14日前以内に病気の鳥や死んだ鳥などとの接触があり、潜伏期間中（概ね2～7日間）に急な発熱等のインフルエンザと思われる症状がでた場合は、速やかに最寄りの医療機関等に相談するとともに学部教務係などに連絡すること。

下記の関連ホームページを参照してください。

厚生労働省 検疫所：FORTH 海外で健康に過ごすために

（海外渡航者のための感染症情報）：<http://www.forth.go.jp/>

外務省

（海外安全ホームページ：医療・健康関連情報）：http://www.anzen.mofa.go.jp/kaian_search/index.html

国立感染症研究所

（ホームページ）：<http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>

（インフルエンザ）：<http://www.nih.go.jp/niid/ja/flu-m/flutoppage/3140-influ-top.html>

文部科学省

（新型インフルエンザ対策）：http://www.mext.go.jp/a_menu/influtaisaku/

◎本学の新型インフルエンザへの対応について

(1) 新型インフルエンザに感染した場合（疑いを含む）

疑わしい症状があれば、速やかにかかりつけの医師あるいは近隣の病院等で受診する。（学内の保健管理センターでは、インフルエンザの検査・投薬は行えない。）

[新型インフルエンザと診断された場合]

- ① 医療機関において、新型インフルエンザと診断された場合、学生課総務係（050-5525-2065）に連絡する。
- ② 解熱剤なしで、体温37度未満が2日間経過するまで自宅待機する。

[新型インフルエンザではない場合]

医療機関において、新型インフルエンザでないと診断された場合、医療機関の指示に従う。

(2) 新型インフルエンザ患者に濃厚接触した場合

インフルエンザは飛沫感染であり、患者の半径2メートル以内に喀痰や唾液などが、せきやくしゃみに乗って届く。この範囲で接触した人が対象となる。

[一般学生]

登校可能とする。ただし、マスク着用を必須とし、4日間毎日検温をして、発熱・咽喉痛・

咳・痰等がある場合は、最寄りの医療機関や保健所で直ちに適切な治療を受ける。

[実習中の学生]

実習先の実習の担当者及び学生課学務係（050-5525-2076）に報告し、実習継続許可があった場合は、発熱の有無などの健康チェックを毎日行い、症状が全く出なければ、マスクを着用し、手洗いを普段よりも入念に励行したうえで実習を継続することとする。ただし、少しでも体調が悪くなった場合には、直ちに帰宅し、学生課学務係及び実習担当者に連絡する。

(3) その他

- ① 発熱などのインフルエンザ様症状の発症による自宅療養期間における授業・実習・定期試験等については、学生の教育的不利益が生じないように配慮する。
- ② 休校措置等については学内関係部署で協議のうえ決定し、ホームページ等で告知する。
休校する場合、講義、演習、実習、サークル活動、ボランティア活動の停止及び学内の商業施設を閉鎖する。キャンパス内への立入を禁止することもある。学内のライフラインはすべて正常機能を保ち、中断により支障をきたすような実験は継続できる。